

就学援助のお知らせ

春日井市教育委員会では、経済的な理由によって市立小中学校への就学が困難なお子さまの保護者に対して、学用品費や給食費など学校で必要な費用の一部を援助しています。

1 援助対象

- (1) 生活保護を受けている方(要保護)
 - (2) 経済的に困窮している方(準要保護)
- (2)に該当する保護者の所得制限は、概ね次表のとおりです。

表1 所得制限の目安(平成29年3月1日現在)

家族人数	家族構成の例	平成27年の年間所得額 (世帯全員の合計)
2人	父又は母・子(小4)	約190万円
3人	父母・子(小4)	約250万円
4人	父母・子(中2)・子(小4)	約320万円
5人	祖父又は祖母・父母・子(中2)・子(小4)	約370万円

※所得額は、総所得額(給与所得控除後の金額または確定申告書の所得金額の合計)-社会保険料控除-生命保険料控除-地震保険料控除で算出します。

※生活保護基準額の1.2倍を基に算出しています。基準額の変更時には、この金額も変更されます。

※この目安は、家族の人数・年齢など個々の状況により異なります。

(表1は祖父母65歳、父母36歳、賃貸住宅に居住していることを条件とし、算出したものです。)

2 申請方法

- (1) 申請期限及び支給開始日 (※3月に継続申請をされた方は、再度申請する必要はありません。)

	期限	認定された場合の支給日
初回受付分	平成29年5月1日(月)まで	第1学期初日から
随時受付分	初回受付分の提出日以降随時	申請書を受け付けた月の1日から

※「支給開始日」は、第1学期の初日以降に転入した時や、失業などで申請事由が発生しているときにはその日となります。また、申請事由の発生日が当該月の1日以降のときはその日とします。

- (2) 提出先 お子さまが就学する学校
小学校・中学校の両方に就学している場合は、中学校へ提出してください。
- (3) 申請書類

ア 就学援助費受給申請書(兼世帯票)(第1号様式) ※1世帯につき1枚の申請です。

イ 添付書類 ※生活保護を受けている方は不要です。

表2 添付書類

	添付書類が必要な世帯	添付書類(該当する世帯全員について)
①	賃貸住宅に居住している世帯	賃貸契約書の写し 契約者と家賃の金額を確認します。
②	平成29年1月2日以降に春日井市に転入した人がいる世帯	源泉徴収票又は確定申告書の写し 所得を確認します。
③	所得を未申告の人がいる世帯	平成29年度市民税・県民税申告書の写し 市役所2階市民税課で、市民税・県民税の申告を行ってください。
④	生計維持者の失業、病気など収入状況に大きな変化があった世帯	雇用保険受給資格者証の写し(失業の場合)、給与明細(収入状況激変の場合)、申立書(証明書類がない場合、任意様式) 所得状況の変化を確認します。

3 援助の内容

(平成 29 年 3 月 1 日現在)

援助費目	小学校			中学校		支給時期
学用品費	学年	1・2期分	3期分	学年	1・2・3期分	6月、10月、2月
	全年	各3,810円	3,800円	全年	各7,440円	
校外活動費 (宿泊なし)	全年	2,200円(限度額)		全年	3,300円(限度額)	随時
校外活動費 (宿泊あり)	全年	4,000円(限度額)		1年 2年	2,000円(限度額) 12,000円(限度額)	随時
修学旅行費	6年	25,000円(限度額)		3年	57,290円(限度額)	随時
新入学児童生徒 学用品費	1年	20,470円		1年	23,550円	6月
学校給食費	全年	245円／1食		全年	285円／1食	毎月
医療費	医療機関へ直接支払います(学校において治療の指示を受けた、特定の疾病に限ります)。					9月から随時

注意

- ① 要保護の世帯は、「修学旅行費」及び「医療費」のみ支給します(その他は、生活保護費から支給されます)。
- ② 「修学旅行費」及び「校外活動費(宿泊あり、宿泊なし)」については、上記の金額を限度とし、学校からの実績報告に基づいて支給します。
- ③ 「学校給食費」については、認定後、直接学校給食課へ振り込みます(認定後は、保護者口座からの給食費引落としが止まりますが、手続き上やむを得ず引き落としした場合には、当該認定分を別途支給します)。
- ④ 「医療費」の対象は、う歯(虫歯)、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎等指定された疾病に限ります。
- ⑤ 金額については、変更することがあります。

4 その他

- (1) 就学援助費は後払いです。学校で必要な費用は、先に支払うようにしてください。
- (2) 修学旅行費等の学校徴収金に未納がある場合は、就学援助費を未納金に充当することがあります。
- (3) 生活保護が開始又は廃止されたときや、世帯の状況に変化があったときは、学校に連絡してください。
- (4) 認定期間は、年度末(3月31日)までです。翌年度も引き続き援助を希望する場合は、学校からの案内にしたがって継続申請をしてください。(申請しなければ就学援助は受けられません。)
- (5) 子どもの家を利用している場合、就学援助の認定により利用料金を減免する制度があります。詳しくは、子どもの家まで問い合わせてください。

制度及び提出方法に関する問い合わせ先
春日井市教育委員会 学校教育課(電話85-6442)
又は お子さまが就学する学校